

部隊名：第 1 音楽隊

作成者：2曹 吉田 早織

作成年月日：令和 3 年 7 月 7 日

仕様書（仕様書番号 3）

品名	通常演奏服第1種冬服 他 外注洗濯役務				
規格		単位	別紙内訳書	数量	別紙内訳書

第1章 総則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊第1音楽隊において使用する通常演奏服第1種冬服 他 の外注洗濯役務に必要な事項を規定する。
- (2) 外注洗濯役務の名称は、本仕様書の名称とする。

第2章 洗濯の方法

- (1) 本洗濯に使用する洗剤は、パークロールエチレン助剤又はターベン助剤とする。
- (2) 洗濯は、パークロールエチレンドライ機又は、石油ドライ機による。
- (3) 乾燥は、乾燥機（タンブラー）又は自然乾燥によるものとする。

第3章 製品に対する要求

- (1) 取り扱いを丁寧にし、変色・変質・ほつれ等を生じないように素材に適合した処置を行う。
- (2) ボタン・チャックに損傷や欠落がないこと。
- (3) 均一に乾燥され、溶剤臭がしないこと。

第4章 監督・検査

- (1) 監督・検査は分任契約担当官の指名する者の定める監督・検査実施要領に依る。
- (2) 監督・検査に必要な器具は請負業者が準備する。

第5章 一般事項

- (1) 請負業者は、本品の搬出に際しては、陸上自衛隊東部911分任物品管理官の指定する「受領書（物品持出証）」を提出する。
- (2) 請負業者は細心の注意を払い洗濯を実施し、作業実施上の不備・不注意その他の事故により、本物品に損傷又は、損失を与えた場合は速やかに監督官・検査官の指示する処置をとる。
- (3) 請負業者は、契約品の完成検査合格の後、「納品書（引渡証）」3部を提出する。
- (3) 本仕様書の疑義については、分任契約担当官の指名する者の指示を受ける。

第6章 出荷条件

包装、輸送は商習慣による。

内訳表

番	品目	単位	数量	備考
1	通常演奏服第1種冬服（上衣及びズボン）	ST	38	
2	通常演奏服第2種冬服（上衣）	EA	12	
3	通常演奏服第2種冬服（スカート）	EA	12	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				